

# 静岡市認定農業者等経営基盤強化事業補助金の考え方について

令和6年度から農地バンク（中間管理機構）を介した農地貸借等により、経営規模の拡大を行う場合であって、補助金交付要綱第3条に掲げる補助事業を行い、農業経営改善計画を変更する場合に限り補助金の上限を150万円とする要綱の改正を行いました。

150万円の補助事業の対象となるか否かの整理は下記のフローのとおりですのでご確認ください。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。ただし、農地バンクから補助金申請年度において5年以上の契約期間を設定して新規に**市内の農業振興地域内農用地区域内農地**（以下「**青地**」という。）を借り受けた、又は市内の青地を新規に借り受けることが確実である、若しくは農地バンクを通じた売買で市内の青地を新規に取得する認定農業者等が、**当該青地において第3条に掲げる補助事業を行い、既に認定を受けている農業経営改善計画の変更をする場合に限り**150万円を限度とする。

※静岡市認定農業者等経営基盤強化事業補助金交付要綱より抜粋

